

## 福島の実情——レポート②：賠償金と避難者の苦難について

2013年7月13日

福島被災者支援者・千葉県松戸在住

福岡百子

今日は、被災者が受けた賠償金についてお話したいと思います。これは、私達が正しく情報を得ていない為に勘違いをし、被災者を苦しめている大きい原因の一つです。

(私達は東電の巧みな綾によって、間違った理解をしている、のかもしれない！)

被災者は、3.11の後、賠償金を受け取ることができました。自治体ごとに受け取った時期は異なりますが、家族は100万円、単身者は75万円が支払われたのでした。これは、一時仮払い金として、倍賞の一部のお金として、支払われたものです。また後で、精神的賠償金として、毎月10万円が、申請した人に支払われると知らされました。被災者は皆様これで助かった、として、ほっとしたわけです。

しかし、後に、少なくない人々は、この一時仮払金を、  
精神的賠償金を原資として、返金させられました。  
(これが、東電の巧みな綾、だと私は思っています。)

3か月後のことです。東電から、精神的賠償金の支払いの話が整理されて告知されました。それは、以下のようなものでした。

1. 今まで使用した領収書を添えて申請すること。
2. 上記申請の際の領収書には、生活消耗品、食品は削除すること。
3. 申請の内容については、その理由も書くこと。
4. 上記の申請結果、審査があり、認められた金額にだけ、賠償がなされること。
5. 従って、認められない金額は、東電に返金すること。
6. 「精神的賠償金」として、別途申請した者に一人当たり月々10万円が支給されること。

つまり、こういうことです。

避難生活の中で沢山買い物をして、100万円以上の支払いをした人で、その領収書をちゃんととっておいた人の場合は、あまり問題になりませんでした。その買い物の領収証を添えて申請します。すると、そこより100万円引かれたマイナスの金額を提示されただけで済みました。しかし、明日をも知れぬ避難生活です。領収証を全て取っておくことは、避難者にはとても難しいことでした。

避難生活中の買い物の領収証の金額が 100 万円に満たなかった人の場合は、大問題となりました。差額を、返金しなければならないと、東電から言われてしまったのです。返すお金の無かった人は、月毎に受けるはずの精神的賠償金（毎月 10 万円）から、1 年かかって返金した、という方もおられたのです。

このことを知った被災者のなかには、賠償金の手続きをすると返金を求められるからという理由で、申請に行かなかった人も多くいたのです。今でも申請に行っていない人も多く居られるようです。しかし、3 年間申請しなければ東電は「意志なし」とみなし、来年 3 月で「時効になる」ということになっています。このことを知らない被災者も居ります。

他方で、月々 10 万円の精神的賠償金だけでは生活ができない、と言って、弁護士を通し、生活に足りるだけの賠償金額を申請してる人も多いのですが、この方々は、実は、未だ一度も精神的賠償金を手にしていません。

私は強く思います。

“私達はこの事実を知っているのでしょうか？”

被災者の自宅の土地、家、田畑の賠償についても、考えられないほどの安価で査定されてしまっています。結果、仕事も、収入も無い状態に置かれる被災者。この人々は避難生活の中で、生きる術を失っています。

しかし、その避難者たちは、「東電のお金で生きている」と、公けに罵倒されます。被災者の車が傷つけられる事案が多々見られるのです。

多くの避難者が生活する仮設住宅は、2 年の延長になりました。「仮設」の住宅に住み続ける毎日。お金も無く、身内はバラバラ。それが、私の知る原発事故被災者の実態です。何の罪も無く、ただ、東京や関東の方々の電気の為に、自分達の自然豊かな故郷の土地を提供した方々が、こんな生活をしているという、現実！

“これでいいのでしょうか？”

以上、今回は、賠償金を巡って私の知らされた現実をご報告しました。

## 『皆様の暖かいご支援をお待ち申し上げております』

生活消耗品（シャンプー、洗剤各種…）・食品（米、調味料、乾物、菓子…）・紙おむつ・紙パンツ（幼児・大人用）・失禁パット・尿取りパット、は、どなたも喜ばれます。ご寄附を賜れば幸いです。

【お問い合わせ】 AM10：00～PM5：00

FAX：047-346-8675

携帯電話：080-5547-8675

メール：f.mom.1941@ezweb.ne.jp